

暴力団排除に関する誓約書

私は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、姫路市長がこの誓約書の写し（裏面の役員一覧表を含む。）を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、姫路市長が警察署長に下記1に関して意見照会すること及び警察署長から得た情報を姫路市の他の事務又は事業において暴力団を利することとならないように利用することについて同意します。

記

- 暴力団（条例第2条第1号に規定する「暴力団」をいう。次項において同じ。）若しくは暴力団員（条例第2条第2号に規定する「暴力団員」をいう。）又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。
- 申請に係る姫路駅北にぎわい交流広場の使用は、暴力団を利することとなる使用ではないこと（第三者に使用させようとする場合にあっては、上記1に該当する者をその使用者とするものではないこと。）。
- 上記1及び2に違反したときには、許可の取消しその他の姫路市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。

年 月 日

姫路市長様

住 所

（所在地）

氏 名

〔 法 人 名 〕

〔 代 表 者 名 〕

法人等の場合は、裏面に役員一覧表がありますので、必要事項を記載してください。

姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号） 抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 省略

（公の施設における暴力団の排除）

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定する指定管理者をいう。）は、市が設置し、又は管理する公の施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消す等の必要な措置を講ずるものとする。

